

# 勝浦市環境基本計画 2023-2032



## 1 環境基本計画の目的・期間・位置づけ

### (1) 計画の目的

本計画は、勝浦市環境基本条例第8条に基づいて、本市の自然環境や生活環境を将来にわたって守り、育てるための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本的な考え方や取組の方針について定めるものです。

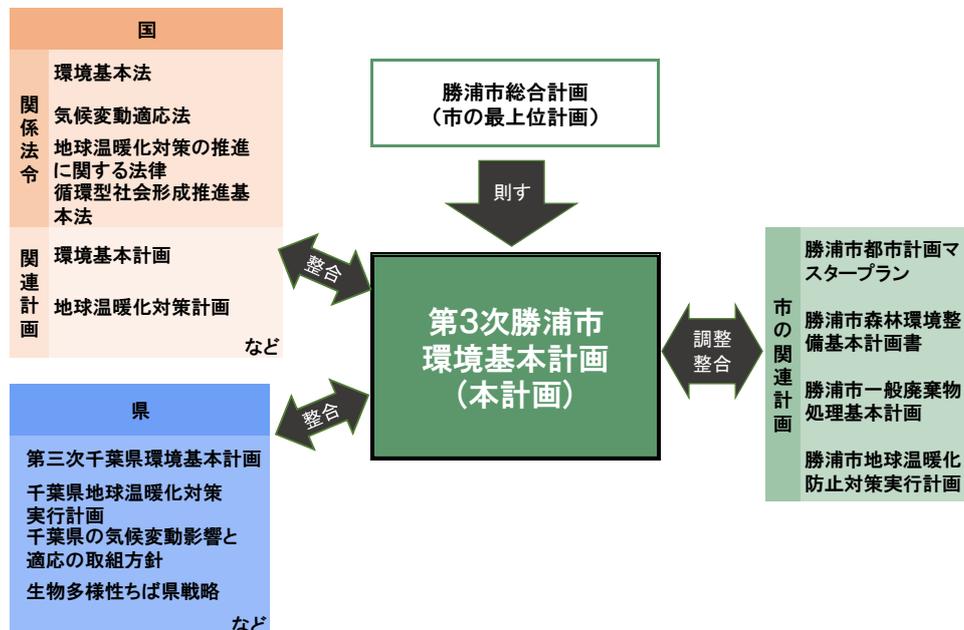
### (2) 計画の期間

本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和14（2032）年度までの10年間とし、新たな環境問題の発生などの状況の変化や近年の新型コロナウイルス感染症による生活環境の変化、社会経済情勢の変化などに適切に対応するため、必要に応じて計画を見直すものとします。

令和 (年度)	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
西暦 (年度)	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
第3次勝浦市 環境基本計画	計画 開始 年度	必要に応じて見直し								目標 年度

### (3) 計画の位置づけ

本計画は、環境施策の方向性を示す分野別計画であるとともに、まちづくりを環境の視点で捉えた分野横断的な計画です。



### (4) 対象とする範囲

本計画の「地理的範囲」は、勝浦市全域とします。  
ただし、市域を越えて広域的な連携が必要となる取組については、近隣自治体などとの連携を図ることとします。  
また、対象とする「環境の範囲」は、できるだけ広くとらえるものとし、具体的には、「地球環境」、「自然環境」、「生活環境」、「循環型社会」、「環境保全行動」の5分野とします。

## 2 計画の体系

### 基本理念

## 人と自然と資源が活きる

## 未来に向けた環境まちづくり



勝浦市には、たくさんの砂浜や入り江、里山や川、田や畑が広がっています。

本計画では、環境を切り口として、素晴らしい勝浦市を未来に向けて残していく「まちづくり」を目指します。

この基本理念の実現に向けて、本計画では「地球環境」、「自然環境」、「生活環境」、「循環型社会」、「環境保全行動」の5つの項目ごとに基本方針を設定し、施策を展開・推進していきます。

基本理念	基本方針	取組	施策
人と自然と資源が活きる 未来に向けた環境まちづくり	<b>未来に向けた脱炭素なまちづくりを目指す</b> 	<b>取組①</b> 脱炭素なまちづくりの推進  <b>取組②</b> 気候変動に適応したまちづくりの推進	●再生可能エネルギーの有効利用の促進 ●脱炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進 ●省エネ住宅・建築物の導入促進  ●気候変動の影響への対策の推進 ●気候変動対策に関する情報の提供
	<b>自然の恵みをもたらす海・山・川との共生</b> 	<b>取組③</b> 自然と人がバランスよく暮せるまち  <b>取組④</b> 里地里山を守り・育て、楽しむ  <b>取組⑤</b> 水辺の豊かさをまちづくりに活かす  <b>取組⑥</b> 食と生活の理解を深め、地産地消で農水産業・観光業を支え育てる	●農林業の活性化 ●希少生物の計画的な保護管理  ●守り育てるための里山の管理 ●乱開発の防止  ●適切な排水処理の推進 ●水辺環境の改善  ●生産基盤維持・強化 ●地産地消の推進 ●環境保全型農業・漁業の推進
	<b>安心して暮らすことのできる健やかな環境を守る</b> 	<b>取組⑦</b> 良好な大気環境の確保  <b>取組⑧</b> 騒音・振動・悪臭の防止  <b>取組⑨</b> 良好な水環境・地質環境の保全  <b>取組⑩</b> 化学物質による環境リスクの低減	●大気汚染防止法等、法令に基づく基準の遵守 ●大気環境にやさしいライフスタイルの構築  ●騒音・振動・悪臭による公害の防止  ●適切な排水処理の推進 ●河川の浄化  ●有害化学物質等の適切な使用・管理
	<b>将来世代に豊かさを残す循環する持続可能な生活と社会</b> 	<b>取組⑪</b> 未来のごみゼロを目指して、ごみダイエット  <b>取組⑫</b> 廃棄物の適正処理と不法投棄の抑止  <b>取組⑬</b> 土壌汚染・災害を防止する残土の適正管理	●ごみ収集処理の適切な実施 ●4R運動の推進  ●効率的な収集運搬・処理体制の構築 ●不法投棄、防止から抑止へ ●効率的なごみ処理の推進  ●土砂条例の厳格な執行 ●悪質事業者に対する監視指導強化
	<b>市民・地域のパワーが発揮される参加・協働のまち</b> 	<b>取組⑭</b> 環境意識の高い人づくり、環境教育・環境学習会の推進  <b>取組⑮</b> 勝浦市の環境について積極的な情報発信  <b>取組⑯</b> 環境まちづくりで、地域おこし	●環境教育の充実 ●環境意識の高い市民団体等の育成  ●勝浦の豊かな自然を再認識し、地域の宝として発信  ●勝浦の豊かな自然を活かしたまちづくりの推進

### 3 施策の展開

基本理念及び基本方針の実現に向け、今後の取り組むべき 16 の取組を進めていきます。

#### 基本方針1 「未来に向けた脱炭素なまちづくりを目指す」

再生可能エネルギーや省エネルギー性の高い設備や電動車の導入推進、エネルギーに関する取り組みの普及啓発を進めるとともに、市民・事業者・行政が一体となり、温室効果ガス排出量の削減に努め、カーボンニュートラルなまちづくりを目指します。

#### 環境指標（数値目標）

指標名	現状値	目標値
市域の温室効果ガス排出量	143 千 t -CO <sub>2</sub>	89.2 千 t -CO <sub>2</sub>
市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	5,316t-CO <sub>2</sub>	3,628t-CO <sub>2</sub>
住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金交付件数	年間 7 件	年間 13 件

#### 取組① 脱炭素なまちづくりの推進

- 再生可能エネルギーの有効利用の促進
- 脱炭素なライフスタイル・ビジネススタイルの促進
- 省エネ住宅・建築物の導入促進

##### 市民の取組

- 省エネルギー型の製品の利用を心掛けます。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用に努めます。

##### 事業者の取組

- コージェネレーション、高効率設備の導入に努めます。
- 省エネルギー設備、新エネルギー設備の導入に努めます。

#### 取組② 気候変動に適応したまちづくりの推進

- 気候変動の影響への対策の推進
- 気候変動対策に関する情報の提供

##### 市民の取組

- クールビズ、ウォームビズを心掛けます。
- 太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用に努めます。

##### 事業者の取組

- クールビズ、ウォームビズを心掛けます。
- 緑のカーテン、屋上や壁面の緑化、扇風機等を利用し、エアコンの使用を抑えます。

## 基本方針2 「自然の恵みをもたらす 海・山・川との共生」

里地里山の機能を回復させるためには、間伐・除伐作業・草刈等による管理が不可欠となります。そのためには、市民が里地里山に親しむための仕組みづくりが必要です。

水辺環境について、内陸部の一部河川では、天然記念物のミヤコタナゴが生息しています。また、海岸特有の植物が生育しているなど、市内には貴重な動植物が見られます。

本市の自然と共生していくためには、市民・事業者・行政が一体となって今ある環境を守り、育てることが重要です。

### 環境指標（数値目標）

指標名	現状値	目標値
農地面積	942.7ha	942.7ha を維持
森林面積	5,758ha	5,758ha を維持
里山の整備を希望する団体	1 団体	2 団体以上
生活排水処理人口	8,884 人	9,895 人
市民農園区画数	39 区画	39 区画以上

### 取組③ 自然と人がバランスよく暮せるまち

- ・農林業の活性化
- ・希少生物の計画的な保護管理
- ・省エネ住宅・建築物の導入促進

#### 市民の取組

- 敷地内や所有地を適切に管理します。
- 庭やベランダで花や緑を育てます。

#### 事業者の取組

- 敷地内や所有地を適切に管理します。
- 規制基準を遵守するだけでなく、更なる環境負荷低減に取り組みます。

### 取組④ 里地里山を守り・育て、楽しむ

- ・守り育てるための里山の管理
- ・乱開発の防止

#### 市民の取組

- 敷地内や所有地を適切に管理します。
- 郷土種を用いた緑化に努めます。

#### 事業者の取組

- 敷地内や所有地を適切に管理します。
- 郷土種を用いた緑化に努めます。
- 周辺の景観を損なわないよう努めます。

### 取組⑤ 水辺の豊かさをまちづくりに活かす

- ・適切な排水処理の推進
- ・水辺環境の改善

#### 市民の取組

- 敷地内や所有地を適切に管理します。

#### 事業者の取組

- 開発や整備に際しては、周辺の生態系、水系、景観等に配慮します。
- 水路等の整備に際しては、周辺の生態系に配慮します。

### 取組⑥

#### 食と生活の理解を深め、地産地消で農水産業・観光業を支え育てる

- ・生産基盤維持・強化
- ・地産地消の推進
- ・環境保全型農業・漁業の推進

##### 市民の取組

- 敷地内や所有地を適切に管理します。
- 家庭菜園では、過剰な施肥や農薬の使用を控えます。

##### 事業者の取組

- 耕作放棄地を市民農園や体験農園とし活用を進めます。
- 干葉工コ農業を推進し、農薬や肥料を減らした農産物の生産を進めます。

### 基本方針3

#### 「安心して暮らすことのできる健やかな環境を守る」

過去には、製造業などの事業場から出される排煙や排水による大気汚染・水質汚濁が大きな問題となっていました。状況が改善され現在は事業所・事業場・自動車の騒音や振動などが大きな問題となっています。

市民が安心して生活できる環境を確保するうえで環境基準の達成及び市民の環境に対する満足度向上に向けた取り組みについても検討していきます。

#### 環境指標（数値目標）

指標名	現状値	目標値
騒音・振動・悪臭の苦情受付件数	2件	2件
合併処理浄化槽転換補助件数	年間7基	年間7基
市内のトリクロロエチレン・テトラクロロエチレンの数値	不検出	不検出

### 取組⑦

#### 良好な大気環境の確保

- ・大気汚染防止法等、法令に基づく基準の遵守
- ・大気環境にやさしいライフスタイルの構築

##### 市民の取組

- 不適切な野外焼却は行いません。

##### 事業者の取組

- 有害物質等を排水しないよう適正に管理します。

### 取組⑧

#### 騒音・振動・悪臭の防止

- ・生産基盤維持・強化

##### 市民の取組

- 不適切な野外焼却は行いません。
- ペットのふんは必ず持ち帰ります。
- 夜間のペットの鳴き声、楽器の音など周辺に配慮します。

##### 事業者の取組

- 有害物質等を排水しないよう適正に管理します。
- 開発や整備に際しては、周辺の生態系、水系、景観等に配慮します。

**取組⑨ 良好な水環境・地質環境の保全**

- 適切な排水処理の推進
- 河川の浄化

**市民の取組**

- 高度処理型合併処理浄化槽を設置し、定期的に保守点検・清掃を行います。
- 油やごみを流さないようにします。
- お風呂の残り湯を洗濯等に利用します。

**事業者の取組**

- 高度処理型合併処理浄化槽を設置し、定期的に保守点検・清掃を行います。
- 雨水の再利用に努めます。
- 節水を心掛けます。

**取組⑩ 化学物質による環境リスクの低減**

- 有害化学物質等の適切な使用・管理

**市民の取組**

- 洗濯や食器洗いの洗剤は、必要最小限に抑えます。

**事業者の取組**

- 有害物質等を排水しないよう適正に管理します。

**基本方針4 「将来世代に豊かさを残す循環する持続可能な生活と社会」**

ごみを分別してリサイクルすることは循環型社会をつくっていく上でとても重要なことですが、リサイクルのために限りある資源やエネルギーを消費することによって、環境に与える負荷が大きくなります。

リフューズ(ごみとなるものの受け取りを断る)、リデュース(ごみそのものを出さない、無駄なものは買わない、買ったものは大切に長く使うなど)を最優先とした、リユース(不要になったものを再使用する)、リサイクルの4Rの取り組みを進めていきます。

**環境指標（数値目標）**

指標名	現状値	目標値
ごみの1人1日当たりの排出量	1,154g	942g
ごみ資源化率	18.1%	22.8%
不法投棄取扱件数	年間97件	年間74件

**取組⑪ 未来のごみゼロを目指して、ごみダイエット**

- ごみ収集処理の適切な実施
- 4R運動の推進

**市民の取組**

- 食材の余りや食べ残しがでないようにします。
- マイボトル、マイカップ、マイ箸、マイバッグの利用に努めます。

**事業者の取組**

- レンタルやリースを利用します。
- ごみの分別を行い、資源ごみのリサイクルに努めます。

### 取組⑫ 廃棄物の適正処理と不法投棄の抑止

- ・効率的な収集運搬・処理体制の構築
- ・不法投棄、防止から抑止へ
- ・効率的なごみ処理の推進

#### 市民の取組

- ごみは適切に処理し、ポイ捨てや不法投棄はしません。
- 不法投棄を見つけたらすぐに通報します。

#### 事業者の取組

- ごみは適切に処理し、ポイ捨てや不法投棄はしません。
- マニフェスト制度に基づく産業廃棄物の適正処理を徹底します。

### 取組⑬ 土壌汚染・災害を防止する残土の適正管理

- ・土砂条例の厳格な執行
- ・悪質事業者に対する監視指導強化

## 基本方針5 「将来世代に豊かさを残す循環する持続可能な生活と社会」

豊かな環境づくりのためには、まちの主人公である市民・事業者が、環境の現状を知り、課題を理解し、環境を保全し改善する行動を続けることが大切です。そして、本市の環境をどのように守り、改善させるかという視点を持って、新たなライフスタイルを創り出すことが重要です。

市民・事業者の活動を市が積極的に支えていくための施策を進めていきます。

### 環境指標（数値目標）

指標名	現状値	目標値
市民向け環境学習会の開催回数	コロナ禍により 事業休止	年2回
市民・事業者・行政で連携しての環境保全活動	年6回	年7回

### 取組⑭ 環境意識の高い人づくり、環境教育・環境学習会の推進

- ・環境教育の充実
- ・環境意識の高い市民団体等の育成

#### 市民の取組

- 自然観察会、セミナーなど環境学習に参加します。
- 市の広報紙やホームページの環境に関する情報を確認します。

#### 事業者の取組

- 自然観察会、セミナーなど環境学習に参加します。
- 市の広報紙やホームページの環境に関する情報を確認します。

#### 取組⑮

#### 勝浦市の環境について積極的な情報発信

- 勝浦の豊かな自然を再認識し、地域の宝として発信

##### 市民の取組

- 市の広報紙やホームページの環境に関する情報を確認します。
- 地域の歴史や文化、自然を学びます。

##### 事業者の取組

- 市の広報紙やホームページの環境に関する情報を確認します。

#### 取組⑯

#### 勝浦の豊かな自然を活かしたまちづくりの推進

- 勝浦の豊かな自然を再認識し、地域の宝として発信

##### 市民の取組

- 里山の保全活動に参加します。
- 外来種を知り、県などが行う防除活動に参加します。
- 地域の歴史や文化、自然を学びます。

##### 事業者の取組

- 里山の保全活動に参加します。
- ホテル等動植物の生息環境の保全を行います。
- 外来種を知り、県などが行う防除活動に参加します。

## 4 環境基本計画を推進するために

市民や事業者の環境保全行動を推進し、また計画の進行管理を行う組織として、勝浦市環境市民会議を活用します。勝浦市環境市民会議は市民や事業者を中心として構成されています。

また、本計画の進行管理について、専門的な立場から審査する組織として、勝浦市環境審議会を活用します。

計画の進行管理は、P（Plan：計画）、D（Do：実行）、C（Check：点検・評価）、A（Action：見直し）という「PDCAサイクル」に基づき行います。



### 第3次勝浦市環境基本計画 (改定版)

発行年月 2025年3月

発行 勝浦市役所生活環境課  
〒299-5292

千葉県勝浦市新官1343番地の1  
TEL 0470-62-5094